

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第434号)

平成17年12月16日

横情審答申第434号
平成17年12月16日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年6月27日消計第58号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「火災報告及び死者の調査表について（送付）（平成15年度消計第
264号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「火災報告及び死者の調査表について（送付）（平成15年度消計第264号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「火災報告及び死者の調査表について（送付）（平成15年度消計第264号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年3月22日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「横浜市条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 横浜市条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 火災報告のうち火元建物の損害状況（焼損床面積及び焼損表面積）、負傷者の区分（応急消火義務者、消防協力者、その他の者（自損及びその他）及び計）及び負傷者の性別年齢区分並びに死者の調査表のうち死者の発生した建物等（出火者、火元・類焼、建物の焼損床面積及び建物の焼損表面積）、死者の年齢、死者の性別、死者の職業、作業中の死亡、火気取扱中、死因、起床、飲酒、傷病、寝たきり、身体不自由者、死者の発生した経過、出火時死者がいた場所（箇所室等及び同別）、死者の発生した場所（箇所室等及び同別）、出火時死者のいた場所等と同一の建物等にいた者の数（死者1人、自宅1人及び施錠）及び同一建物内での死傷者数（死者（男及び女）及び負傷者（男及び女））については、個人の情報であり、他の情報と照らし合わせるにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 火災報告のうち、個人の住宅（共同住宅を除く。以下同じ）で発生した火災で、出火場所（住所）及び火元建物のり災前の状況（建築面積（建物面積）及び延面積）並びに死者の調査表のうち死者の発生した建物等（り災前の状況（建築面積（建物面積）及び延べ面積））については、個人の情報であり、他の情報と組み合

わせることにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 火災報告のうち、個人の住宅で発生した火災で、り災人員（り災人数）、損害額合計、建物の損害状況（建物損害額及び収容物損害額）、建物の損害状況（焼損床面積及び焼損表面積）、車両の損害状況（損害額）、船舶の損害状況（損害額）及びその他の損害状況については、個人の情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。ただし、これらの情報が合計数であって、個人を特定することができない場合は本号には該当しないため、開示とした。

エ 火災報告のうち、出火原因（経過）については、他の情報と組み合わせることによって個人が特定されるおそれがある情報を非開示とした。ただし、公にしても個人を特定するに至らない内容のものは、本号に該当しないため、開示とした。

(2) 横浜市条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 火災報告のうち法人等で発生した火災における火元建物の損害状況（焼損床面積及び焼損表面積）及び死者の調査表のうち法人等で発生した火災における死者の発生した建物等（建物の焼損床面積及び建物の焼損表面積）については、当該法人等及び当該個人が経理等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人及び当該個人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

イ 火災報告のうち、法人等又は事業を営む個人の建物等で発生した火災における損害額合計、建物の損害状況（建物損害額及び収容物損害額）、建物の損害状況（焼損床面積及び焼損表面積）、車両の損害状況（損害額）、船舶の損害状況（損害額）、爆発被害状況（損害額）及びその他の被害状況については、当該法人等及び当該個人が経理等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人及び当該個人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。ただし、これらの情報が合計数である場合は、特定の法人等又は個人の内部情報と判断できないため、開示とした。

(3) 横浜市条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち横浜市条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため非開示とした情報については、公表しないことを前提に関係者の協力を得て導き出された情報であって、これらの情報を開示すると、本件火災に限らず今後の火災調査にあたり、市民等からの信用を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 火災報告の火災番号は神奈川県が付番・記入するものであり、市が保有する段階では空欄でないと辻褄が合わない。

同じ項目でも、個々の案件ごとに開示部分が異なり、その基準が曖昧である。項目によって、開示とするか、非開示とするかを判断すべきと考える。

本件処分は、神奈川県と開示部分についての判断が異なり、いたずらに混乱を招く。同じ様式で同じ情報が記録されているにもかかわらず、判断が違っていると混乱する。神奈川県で開示している情報は、公にされている情報と解釈すべきである。

- (3) 非開示理由説明書のただし書において非開示事由に該当せず開示したと述べている「情報の合計数」の定義が曖昧であり、同じ文書において「情報の合計数」により開示部分が異なるという一貫性を欠くこととなる。

公表しないことを前提に関係者の協力を得て導き出された情報が、「情報の合計数」により個人が特定されなくなった場合、一転開示されるという矛盾を生じる。

- (4) 実施機関は、自治体異なる以上、開示部分が異なるのは当然の如く主張する。

以前、内申書の開示請求で、内申書原本を保有する茨城県と同写しを保有するひたちなか市との間で開示部分が異なり、後に同写しを請求されたひたちなか市が開示範囲を拡大した件があった。当時の茨城県個人情報保護条例及びひたちなか市情報公開条例は未確認であるが、ひたちなか市が同写しの開示に当たり茨城県が先に開示した部分を法令等公開情報として請求者に改めて同写しを全部開示したと解釈される。

- (5) 横浜市条例第7条第2項第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の開示請求があったときは、開示

請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならないと規定する。

一方、神奈川県情報公開条例第5条第1号アは、実施機関は行政文書の公開の請求があったときは、当該行政文書に法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報がある場合は、当該行政文書を公開しなければならないと規定する。

これらを前段の茨城県とひたちなか市との関係に当てはめると、行政文書に既に神奈川県情報公開条例で開示された情報がある場合は、横浜市条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し、実施機関は当該行政文書を公開しなければならない。

したがって、本件火災報告は、神奈川県で開示された部分を含めて開示されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 消防関係報告について

横浜市では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定により消防庁長官が求める消防関係報告について、火災に関する統計及び情報の形式を定めた火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）に基づき、火災報告及び死者の調査表を作成し、神奈川県を通じて消防庁に報告している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成15年7月1日から同年12月31日までの間に横浜市内で発生した火災について、消防庁に報告するために作成された473件の火災報告及び13件の死者の調査表である。

火災報告には、火災1件ごとに火災日時、火災場所、火災原因、火災前後の火元の状況、火災による損害の状況等が記録されており、死者の調査表には、死者の発生した火災について死者1人ごとに火災日時、死者の状況、死者の発生した建物の状況等が記録されている。

(3) 横浜市条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 横浜市条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示

しないことができると規定している。

また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しないことができる個人情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が、本件申立文書に記録されている情報のうち、本号本文に該当するとして非開示とした情報は、次のとおりである。

- (ア) 火災報告のうち、出火原因（経過）の一部、火元建物の損害状況（焼損床面積・焼損表面積。法人等に係る火元建物の場合を除く。）、り災人員（り災世帯が1世帯の場合）、負傷者数（その他の者）、損害額合計（合計数を除く。）、建物の損害状況（建物損害額・収容物損害額。合計数を除く。）、建物の損害状況（焼損床面積・焼損表面積。合計数を除く。）、車両・船舶・その他の損害状況（損害額。合計数を除く。）、負傷者の区分（消防吏員及び消防団員を除く。）及び負傷者の性別年齢区分
- (イ) 火災報告のうち、個人の住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）で起きた火災における出火場所（番地以下）、火元建物のり災前の状況（建築面積・延面積）及び火元建物の損害状況（焼損床面積・焼損表面積）
- (ウ) 死者の調査表のうち、死者の発生した建物等（出火者及び火元・類焼並びに建物の焼損床面積・焼損表面積（法人等に係る建物の場合を除く。））、死者の年齢・性別・職業、作業中の死亡、火気取扱中、死因、起床、飲酒、傷病、寝たきり、身体不自由者、死者の発生した経過、出火時死者のいた場所（箇所室等及び同別）、死者の発生した場所（箇所室等及び同別）、出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数（死者1人・自宅1人・施設）及び同一建物内での死傷者数（死者（男・女）及び負傷者（男・女））
- (エ) 死者の調査表のうち、個人の住宅で起きた火災における死者の発生した建物等（り災前の状況（建築面積・延べ面積））

ウ 横浜市条例第3条では、実施機関は市の保有する情報を積極的に公開するよう努めると共に、個人に関する情報についてはみだりに公にされることのないよう最大

限の配慮をしなければならないと定めている。横浜市条例第7条第2項第2号で規定する「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の情報を指し、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるもののほか、当該情報と他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができる可能性のあるものも含まれている。この場合、他の情報とは、一般人が通常入手し得る関連情報など相当の範囲の情報であると解されるべきである。

なるほど、火災に関する情報は、公共性の高いものとして、大規模火災に限らず、出火場所、焼失建物の所有者や被災者の氏名、年齢、出火原因等が具体的に新聞等で報道されることが多いものである。しかしながら、火災に関する情報が個人情報保護の要請を無視して公開をしなければならないほどの高い公共性を有すると解することはできず、火災に関する情報をすべて公開することが社会通念上是認されているとは言えない。よって、個人に関する情報については、横浜市条例の趣旨にのっとり客観的に判断すべきものと考ええる。

当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関が本号本文に該当するとして非開示とした、イ(ア)から(エ)までに示した情報（出火原因（経過）の一部を除く。）について考えると、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められることから、本号本文に該当する。

また、出火原因の経過のうち実施機関が非開示とした情報は、既に開示されている情報等と照らし合わせたとしても、特定の個人を識別することができるものではないが、出火者の関与の有無等を推測し得る情報であるため、出火者の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

なお、前記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 横浜市条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 横浜市条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関が、本件申立文書に記録されている情報のうち、本号アに該当するとして非開示とした情報は、次のとおりである。

(ア) 火災報告のうち、法人等で発生した火災における火元建物の損害状況（焼損床面積・焼損表面積）、損害額合計（合計数を除く。）、建物の損害状況（建物損害額・収容物損害額。合計数を除く。）、建物の損害状況（焼損床面積・焼損表面積。合計数を除く。）、車両・船舶・その他の損害状況（損害額。合計数を除く。）及び爆発の損害状況（損害額）

(イ) 死者の調査表のうち、法人等で発生した火災における死者の発生した建物等（建物の焼損床面積・建物の焼損表面積）

ウ 火災報告においては、火元が個人の住宅でない場合、出火場所は明らかにされており、また、法人等の事業所名についても明らかにされている。実施機関が本号アに該当するとして非開示とした情報は、当該法人等の事業用資産に関する情報であると認められ、このような当該法人等が当該火災により受けた損害に関する情報を開示すると、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあると認められることから、本号アに該当すると判断した。

(5) 横浜市条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 横浜市条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報については、横浜市条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため非開示とすることが相当であるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 申立人は横浜市以外の地方自治体における行政文書の開示状況を例に挙げ縷々主張するが、横浜市の情報公開制度は横浜市条例に基づき非開示情報の該当性の有無を判断し開示等決定を行うものであるため、申立人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を横浜市条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年 6 月 23 日	・ 部会で審議する旨決定
平成17年 6 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年 7 月 15 日 (第6回第三部会) 平成17年 7 月 22 日 (第67回第二部会)	・ 諮問の報告
平成17年 7 月 27 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成17年 7 月 28 日 (第65回第一部会)	・ 諮問の報告
平成17年 9 月 16 日 (第10回第三部会)	・ 審議
平成17年10月 6 日 (第11回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成17年10月21日 (第12回第三部会)	・ 審議
平成17年11月 4 日 (第13回第三部会)	・ 審議
平成17年11月18日 (第14回第三部会)	・ 審議